## 長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

2024年10月より医療上必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額4分の1の金額)が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。選定療養費は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品

## 【対象となる長期収載品】

・後発品がある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象リストは厚生労働省ホームページで公表されています。(注射薬も対象となります)

## 【対象外となる場合】

- ・医師が医療上の必要があると判断して長期収載品を処方した場合や後発薬品の提供が困難な場合は特別負担を求めません。(バイオ医薬品は対象外)
- ※選定療養費には別途消費税がかかります。
- ※選定療養費のお支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(公財)鷹揚郷腎研究所弘前病院